学校いじめ防止基本方針

島根県立隠岐島前高等学校

１．学校いじめ防止基本方針

いじめは, 冷やかしやからかいなどのほか, 情報機器を介したいじめ, 暴力行為に及ぶいじめなど, 学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また，いじめをきっかけに不登校や，自ら命を絶とうとする行為など，深く傷つき，悩んでいる生徒もいる。そのため、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで，生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け，日常の指導体制を定め，いじめの未然防止を図りながら，いじめの早期発見に取り組むとともに，いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

２．いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（２）いじめに対する基本的な考え方

○「いじめは絶対に許されない」,「いじめはいじめる側が悪い」との認識
○「いじめは，どの生徒にも，どの学校においても起こり得る」との認識
○「いじめの未然防止は，学校や教職員の重要課題である」との認識

（３）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは,「いじめられる生徒」,「いじめる生徒」だけでなく,「観衆」・「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により，抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には，以下のものなどが考えられる。
〇嫉妬心（相手をねたみ，引きずり下ろそうとする）
〇支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
〇愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
〇同調性（強いものに追従する，数の多い側に入っていたい）
〇嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
〇反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
〇欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの態様

いじめの態様には，以下のものなどが考えられる。
悪口を言う・あざける，落書き・物壊し，集団での無視，陰口，避ける，ぶつかる・小突く，命令・脅し，性的辱め，部活中のいじめ，メール等による誹謗中傷，噂流し，授業中のからかい，仲間はずれ，嫌がらせ，暴力，たかり，使い走り

３　いじめ防止の指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制

いじめを未然に防止，早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙１　　※いじめ防止委員会の設置

（２）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙２　　※いじめ対策委員会の設置

（３）特に配慮が必要な児童生徒

その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。

４　いじめの予防

いじめの問題への対応では，いじめを起こさせないための予防的な取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して，自己有用感や規範意識を高め，豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

（１）学業指導の充実

〇規範意識，帰属意識を互いに高める集団づくり

〇コミュニケーション能力を育み，自信を持たせ，一人一人に配慮した授業づくり

（２）特別活動，道徳教育の充実

〇ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

〇ボランティア活動の充実

〇読書活動の推進

（３）教育相談の充実

〇担任による面談の定期的実施（学期に１回）

（４）人権教育の充実

〇人権意識の高揚

〇講演会等の開催

（５）情報モラル教育の充実

〇教科「情報」におけるモラル教育の充実

〇外部講師による情報モラル教育の実施

（６）保護者・地域との連携

〇いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止基本方針等の周知

〇学校公開の実施

〇人間関係づくりに関する寮生への対応

（７）情報の共有

〇中学校からの引き継ぎによる配慮すべき生徒の把握

５　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは，早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに，何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し，発見した場合は情報を共有し、早期に対応することが重要である。

（１）いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は，その行為をすぐにやめさせるとともに，いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し，事実確認をする。

（２）いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙３

（３）教室・寮・家庭でのサイン

別紙４

（４）相談体制の整備

○相談窓口の設置・周知
○担任による面談の定期的実施（学期に１回）

（５）定期的調査の実施
○いじめの有無に関するアンケート

（６）情報の共有
○報告経路の明示・報告の徹底
○職員会議等での情報共有
○中学校からの引き継ぎによる要配慮生徒の実態把握
○進級時の引き継ぎ
○人間関係づくりに関する寮生への対応

６　いじめへの対応

（１）生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに，全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で，継続的に支援することが重要である。

○安全・安心を確保する
○心のケアを図る・スクール・カウンセラー（ＳＣ）の活用
○今後の対策について，共に考える
○活動の場等を設定し，認め，励ます
○温かい人間関係をつくる

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で，いじめている生徒の内面を理解し，他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く行う。

○いじめの事実を確認する
○いじめの背景や要因の理解に努める
○いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
○今後の生き方を考えさせる
○必要がある場合は懲戒を加える

（２）関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく，いじめを面白がって見ていたり，見て見ぬふりをしたり，止めようとしなかったりする集団に対しても，自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

○自分の問題として捉えさせる
○望ましい人間関係づくりに努める
○自己有用感が味わえる集団づくりに努める

（３）保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは，複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え，少しでも安心感を与えられるようにする。

○じっくりと話を聞く
○苦痛に対して精一杯の理解を示す
○親子のコミュニケーションを大切にしてもらうなどの協力を求める

②いじめている生徒の保護者に対して

いじめの事実を把握した場合、速やかに連絡、そして学校側は複数で面談を行い，丁寧に状況を説明する。

○いじめは誰にでも起こる可能性がある
○生徒や保護者の心情に配慮する

○行動がよりよい方向へと変わるよう教員として努力していくこと，そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
○何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合に対して
教員が間に入って関係修復に向けて調整が必要となる場合がある。
○双方の和解を急がず，相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き，寄り添う態度で臨む
○管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
○教育委員会や専門機関・関係機関と連携し解決を目指す

（４）関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく，一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携
○関係生徒への支援・指導，保護者への対応方法
○関係機関との調整

② 警察との連携
○心身や財産に重大な被害が疑われる
○犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携
○家庭の養育に関する指導・助言
○家庭での生徒の生活，環境の状況把握

④ 医療機関との連携
○精神保健に関する相談
○精神症状についての治療，指導・助言

７　ネットいじめへの対応

（１）ネットいじめとは

「文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」，「特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする」，「掲示板等に特定生徒の個人情報を掲載する」などがネットいじめであり，これは犯罪行為である。

（２）ネットいじめの予防

①保護者への啓発
○フィルタリング
○保護者の見守り

②情報教育の充実
○教科「情報」における情報モラル教育の充実
○ホームルーム活動時等の外部講師による情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

（３）ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握
○被害者からの訴え
○閲覧者からの情報
○アンケートによる情報収集

②不当な書き込みへの対処

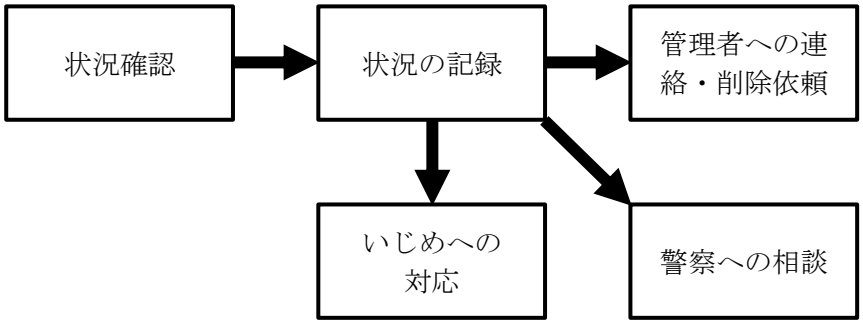

８　重大事態への対応

（１）以下の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」として対処する。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は、「重大事態」として対処する必要がある。

①いじめにより生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある
　〇生徒が自死を企画した場合
　〇精神性の疾患を発症した場合
　〇身体に重大な障害を負った場合
　〇高額の金品を奪い取られた場合

②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている
　〇年間欠席が３０日程度以上の場合
　〇連続した欠席の場合は，状況を確認し判断する

③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たるものとする。

（２）重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合，県教育委員会に報告するとともに，県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

９　いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

（１）　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（２）　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

・学校いじめ防止基本方針
・風通しの良い職場
・いじめを許さない姿勢
・保護者・地域等との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】
・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画・立案
・調査結果，報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針
◇構成員
教頭，生徒部長，学年主任，教務部長，保健環境部長，人権・同和教育担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭
（必要に応じスクールカウンセラー）

【結果報告】
教育委員会

【緊急対応】
いじめ対策委員会

未 然 防 止

◇学業指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動，道徳教育の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
◇教育相談の充実
・面談の定期開催
◇人権教育の充実
・人権意識の高揚
・講演会等の開催
◇情報教育の充実
◇保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施

早 期 発 見

◇情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）
・各種調査の実施（アンケート）
・面談の定期実施
（生徒・保護者等）

◇相談体制の確立
・相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
・報告経路の明示・報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引き継ぎ

別紙２

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

い じ め 認 知　【重大事態を含む】

※事実を時系列で記録に残す

生徒指導主事 ⇄ **教頭** ⇄ **校長**

いじめ対策委員会

◇構成員
校長，教頭，主幹教諭、生徒部長，学年主任，保健環境部長，人権・同和教育担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，生徒部員
（必要に応じスクールカウンセラー）
◇いじめ認知報告
◇調査方針・方法等の決定
☆目的，優先順位，担当者・期日等

職員会議
※情報共有

保護者
※複数で対応

地域
・民生委員

調査・事実関係の把握

【重大事態】
県教育委員会

◇指導方針の決定，指導体制の確立
☆指導，支援の対象等具体的な手立て
・特定（被害生徒・保護者，加害生徒・保護者）※懲戒
・一部（観衆，傍観者）
・全体（全校，学年，クラス）

関係機関
・教育委員会
・警察
・福祉関係
・医療機関
・弁護士
※指導・支援

いじめ解決への指導・支援

経過指導・経過観察

◇事態収束の判断
☆被害生徒がいじめの解消を自覚し，関係生徒の関係が良好となっている

収束 → **日常の指導体制の充実**

継続
対応継続
※いじめは解消したが継続した指導が必要

別紙３

１　いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し，小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のＳＨＲ	・　遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・　教員と視線が合わず，うつむいている。 ・　体調不良を訴える。 ・　提出物を忘れたり，期限に遅れたりする。 ・　担任が教室に入室後，遅れて入室してくる。
授業中	・　保健室やトイレに頻繁に行くようになる。 ・　教材等の忘れ物が目立つ。 ・　机周りが散乱している。 ・　決められた座席と異なる席についている。 ・　教科書あるいはノートに汚れがある。 ・　突然個人名が出される。
休み時間等	・　弁当にいたずらをされる。 ・　昼食を教室の自分の席で食べない。 ・　用のない場所にいることが多い。 ・　ふざけあっているが表情がさえない。 ・　衣服が汚れたりしている。 ・　一人で清掃している。
放課後等	・　学校終了後、慌てて下校する。または，用もないのに学校に残っている。 ・　持ち物をよく紛失したり，持ち物にいたずらをされたりする。 ・　部活動の準備や片付けを一人で行っている。

２　いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら，積極的に生徒の中に入り，コミュニケーションを増やし，状況を把握する。

サイン
・　教室等において仲間同士で集まり，ひそひそ話をしている。 ・　ある生徒にだけ，周囲が異常に気を遣っている。 ・　教員が近づくと，不自然に分散したりする。 ・　自己中心的な行動が目立ち，ボス的存在の生徒がいる。

別紙４

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。このような場合は、教員が教室にいる時間を増やすことや，休み時間に廊下を通る際には注意深く見守るなどをして，サインを見逃さないようにする。

サイン
・　意味不明なあだ名が聞こえる。 ・　席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・　何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・　筆記用具等の貸し借りが多い。
・　壁等にいたずら，落書きがある。 ・　机や椅子，教材等が乱雑になっている。

２　寮でのサイン

寮内がいじめの場所となることもある。舎監や日直にあたる教員は寮内を巡回する回数を増やしたり，食事等の際には注意を払ったりするなどをして，サインを見逃さないようにする。

サイン
・　意味不明なあだ名が聞こえる。 ・　寮内の仕事や役割を一方的に押し付けられる。 ・　食事等の際に一緒にいる相手が急に変わる。 ・　一人でいることが多い。 ・　自分の部屋にいたがらない。 ・　帰省や外泊をしたがる。 ・　頻繁に保護者へ連絡をするようになる。 ・　食欲不振や不眠等の体調不良を訴える。
・　学習時間が減る。 ・　学習への集中力がなくなる。 ・　成績が下がる。
・　持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きされたりする。

３　家庭でのサイン

いじめられている生徒は、家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り，確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら，学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
・　学校や友人のことを話さなくなる。 ・　友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる。 ・　朝，起きてこなかったり，学校に行きたくないなどと言ったりする。 ・　電話に出たがらなかったり，友人からの誘いを断ったりする。 ・　受信したメールをこそこそ見たり，電話におびえたりする。 ・　不審な電話やメールがあったりする。 ・　遊ぶ友達が急に変わる。 ・　部屋に閉じこもったり，家から出なかったりする。
・　理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・　理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・　登校時になると体調不良を訴える。 ・　食欲不振や不眠を訴える。
・　学習時間が減る。 ・　成績が下がる。
・　持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きされたりする。 ・　自転車がよくパンクする。 ・　家庭の品物，金銭がなくなる。 ・　大きな額の金銭を欲しがる。